## 騷音規制法施行令別表第1 騒音に係る特定施設

(1) | イ. **圧延機械** (原動機の定格出力の合計が 22.5 キロワット以上のものに限る。)

金 口. 製管機械

属 ハ. ベンディングマシン (ロール式のものであって原動機の定格出力が 3.75 キロワット以上

加 のものに限る。)

エ | ニ. 液圧プレス (矯正プレスを除く。)

機 ホ. 機械プレス (呼び加圧能力が 30 重量トン以上のものに限る。)

卜. 鍛造機

チ. ワイヤーフォーミングマシン

リ. **ブラスト** (タンブラスト以外のものであって密閉式のものを除く。)

ヌ. タンブラー

ル. 切断機 (といしを用いるものに限る。)

(2) **空気圧縮機** 及び **送風機** (原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限る。) (注 1)

(3) 土石用又は鉱物用の粉砕機、摩砕機、ふるい 及び 分級機 (原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限る。)

(4) 織 機 (原動機を用いるものに限る。)

(5) イ. **コンクリートプラント** (気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が **建設用資材** 0.45 立方メートル以上のものに限る。)

製造機械 口.

| ロ. アスファルトプラント (混練機の混練重量が 200 キログラム以上のものに限る。)

(6) 穀物用製粉機 (ロール式のものであって原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限る。)

(7) | イ. ドラムバーカー

木 ロ. チッパー (原動機の定格出力が 2.25 キロワット以上のものに限る。)

材 ハ. 砕木機

**加** 二. **帯のこ盤** (製材用のものにあっては原動機の定格出力が 15 キロワット以上のもの、

木工用のものにあっては原動機の定格出力が 2.25 キロワット以上のもの

機 に限る。)

械 木. 丸のこ盤 (同上)

へ. かんな盤 (原動機の定格出力が 2.25 キロワット以上のものに限る。)

(8) 抄 紙 機

工

(9) 印刷機器 (原動機を用いるものに限る。)

(10) 合成樹脂用射出成形機

(11) 鋳型造型機 (ジョルト式のものに限る。)

(注1) 冷凍機の圧縮機を除く。エアコン室外機の圧縮機については日本標準商品分類上、冷凍機に分類されるため届出対象外。(ただし、冷凍機及びエアコン室外機の送風機については原動機の定格出力が7.5 キロワット以上の場合、騒音規制法による特定施設の届出が必要。)

## 振動規制法施行令別表第1 振動に係る特定施設

イ. 液圧プレス (矯正プレスを除く。) (1)

金

ロ. 機械プレス

属

ハ. せん断機 (原動機の定格出力が1キロワット以上のものに限る。)

加

二. 鍛造機

工

ホ. ワイヤーフォーミングマシン (原動機の定格出力が37.5キロワット以上のものに限る。)

機

械

- (2) **圧縮機** (原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限る。) (注 2)
- (3) 土石用 又は 鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい 及び 分級機 (原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限る。)
- (4) 織 機 (原動機を用いるものに限る。)
- (5) コンクリートブロックマシン (原動機の定格出力の合計が 2.95 キロワット以上のものに限る。) 並びに コンクリート管製造機械 及び コンクリート柱製造機械(原動機の定格出力の合計が 10 キロワット以上のものに限る。)
- イ. ドラムバーカー (6)

**木材加工**  $\mid$   $\Gamma$   $\mid$ 

機

- (7) **印刷機械** (原動機の定格出力が 2.2 キロワット以上のものに限る。)
- **ゴム練用又は合成樹脂練用ロール機** (カレンダーロール機以外のもので、原動機の定格出力 (8) が30キロワット以上のものに限る。)
- (9)合成樹脂用射出成形機
- (10) **鋳型造型機** (ジョルト式のものに限る。)
- (注2) 冷凍機を除く。エアコン室外機の圧縮機については日本標準商品分類上、冷凍機に分類されるため 届出対象外。